

請願第1号

後期高齢者医療制度の見直しと  
保険料引き下げを求める請願書

紹介議員

井 上 け ん じ 

### 【請願の要旨】

- 一、後期高齢者医療制度の廃止による新制度創設にあたっては、75歳以上高齢者の医療費を別枠管理して抑制する構造を撤廃すると同時に、地方自治体の負担や全ての世代の保険料額と給付量がリンクする財政構造を廃止した制度とする等、国に対して抜本改善を要望すること。
- 二、次年度以降の後期高齢者医療制度保険料を引き下げること。同時に、一部負担金減免の拡充を行うこと。
- 三、保険料を払いたくても払えない被保険者に対する制裁的措置である短期被保険者証発行は行わないこと。

### 【請願の理由】

高齢者人口そのものが増大する「高齢社会」の進展による75歳以上の医療費の増加は、いろいろな試算をみても避けることができない状況にあります。現行の後期高齢者医療制度のもとでは、この高齢化に伴う75歳以上の保険料負担・都道府県や市町村財政への負担が増加することは明らかです。なぜなら後期高齢者医療制度は、こうした高齢化の進展にともなう医療費の財政負担を若年層を含む全ての世代の保険料負担と地方自治体財政に責任を負わず制度となっているからです。こうした保険料の増大は府民生活をさらに厳しい状況へと追いやり、京都府ならびに府下市町村へのさらなる負担増は、地方財政を悪化させる懸念がおおきいと予想されます。

さらに、増加する75歳以上の医療費を「地方自治体の負担や保険料」と「給付量」をリンクさせ、医療費抑制のためのサービス提供制限をおこなうという現行制度の下では、保険料負担が増大し、地方自治体への負担も増大する一方で、府民の受ける医療サービスは低下するという状況に陥ることが予想されます。そもそも高齢社会における医療要求の増大にたいして、75歳以上の高齢者の医療費を別枠で管理・抑制したとしても、根本的な解決にはならないことは明らかです。

こうした高齢化の進展は、多少の伸び率の違いはあれども日本という国全体が抱えている問題であり、なによりも国自体が財政責任を果たす制度設計が必要です。

また、高齢者に対応する医療制度は、医療費抑制の手段ではなく、高齢者に対し、必要な医療を保障するものとなるよう設計されるべきものであり、国に対してより国自体が財政責任を果たす制度となるような抜本改善となる新制度の創設を要望していただきたい。

また、現行の府民の生活実態を考慮していただき、保険料を引き下げることが求めます。

最後に、経済的な理由により、早期の医療機関受診を躊躇し、症状が重症化する高齢者を生まないためにも、一部負担金減免の拡充や短期証発行中止を要望します。

2013年1月25日

京都府後期高齢者医療広域連合議会  
議長 高橋 泰一朗 様

請 願 人 : 京都社会保障推進協議会

議長 津田 光夫



請願人住所 : 〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町 30-2  
ラポール京都内 京都医労連気付  
電 話 : 075-801-2526 ファクシミリ : 075-811-6170